

『サイバースペース独立宣言』10周年十 α ——アメリカ起源のネット文化とその行方——

高野 泰*

2006年は、インターネットについての重要な思想が提出されて、ちょうど10周年に当たる年であった。その宣言自体は、時代状況の中から生まれたものであるし、今では陳腐化して使われなくなった言葉を用いている。しかし、この思想は当時の、現在そしてまた将来のインターネットの社会、いわゆる「サイバースペース」のあり方を決定する内容を持っていた。本稿では、10周年を迎えたインターネット社会を語る文書を手掛りに、そこから生まれたインターネットの文化について考察を加えていこう。

1996年2月8日に、当時の大統領ビル・クリントンが署名して、「1996年通信法The Telecommunications Act of 1996」が成立した。1934年に制定された旧法に対して通信「改革」法とも呼ばれたこの法律の中には、しかしながら、問題となるような部分が存在していた。それが、いわゆる「通信品位法Communications Decency Act」と呼ばれる部分であった。この「通信品位法」の目的はそもそも、インターネット上の「わいせつなobscene」あるいは「下品なindecent」ものから未成年の子供たちを守るというものであった。日本においても、過去「わいせつ」の判断基準をめぐる論争があったことは、まだ記憶に残っているが、今回のケースでは「下品な」という言葉が問題視された。「下品な」という言葉が曖昧であるため、結果的に検閲に当たるという懸念が、インターネットに関わる人々を中心に持たれたのである。

この「通信品位法」の成立に対して、いち早く反対を表明したのがジョン・ペリー・バーロウであった。彼は、以前サイケデリック・ロックのグレイトフル・デッドで作詞家として活動していたが、インターネットの世界にも早くから足を踏み入れており、電子フロンティア財団の創立者の一人でもあった。ちょうどスイスのダボスにいた彼は、『サイバースペース独立宣言』と名付けた文書を公表したのである。それが、次に見ていくものである。

*Yasushi TAKANO 国際言語文化学科・英米言語文化専攻 (English and American Course, Department of International Studies in Language and Culture)

1. 『サイバースペース独立宣言』

いくつかの資料では、バーロウが宣言の本文に先立って書いた、「前文」ならぬ前書きを載せている。ここでは、この宣言が1996年の「通信品位法」の成立に対して何からの文章を書くことにしたと説明をしているが、それを「ヴァーチャルな港にお茶を投げ込む」と、ボストン茶会事件を連想させる表現している。そもそも、本文も含めてこうした語彙が散見されることが、この宣言の性格を考える上で重要である。全ての発端とも言うべき「通信品位法」についてバーロウは、次のように指摘した。

「この法律は、我々が誰なのかあるいは我々の会話がどこに進んでいこうとしているのかについて、全く分からない人々によって、我々に対して制定されたものである。これは、私の良き友である『ワイアード』誌の編集長が述べたように、まるで『文字を知らない者が何を読むべきかを語る』ようなものだ」。

そして、この法律を制定した者たちについて、「いまこそ彼らと袂を分かとう。彼らはサイバースペースに対して宣戦布告を行った」と述べた¹。

既にここまで見ただけで、バーロウがかなり、アメリカ独立の経緯を念頭に置いていることが分かる。それが、『サイバースペース独立宣言』という名称を選択したことにも表れている訳だが、その内容をこれから見ていこう²。

『独立宣言』の冒頭で彼が打ち出すのは、対峙する二つの世界である。過去に属する、肉体と鋼鉄の「産業社会の諸政府」と、未来を担う「精神の新たな住み処」である「サイバースペース」である。肉体が属する現実の世界に対して、この「サイバースペース」は、もともとSF作家ウィリアム・ギブソンの造語であるが、「仮想現実」の世界であり、ここではそれが精神的なものであるとされた。宣言の後半で、「サイバースペース」は、「様々な交通と関係と思想それ自体からなっており、われわれのコミュニケーションの網の中の永続的な波のように並んでいる」とされた。また、この世界は「肉体が住むところにはなく、物質もなかった。この世界に住む「我々の主体は肉体を持たない」のであった。

こうした精神の世界としての「サイバースペース」は、どのような構成の社会であるのか。バーロウは冒頭で、この社会は「選挙で選ばれる政府を持たないし、今後も持ちそうにない」とする。ただし、それは無秩序を意味するのではなく、ネット社会独自の新しい形態の「社会契約を創りつつある」のである。その社会契約の内容は、「倫理と啓蒙された自己利益と公共の福祉」に関わるものとみなすべきであろう。そして、そこから「サイバースペース」の住人である「我々の統治は生まれる」のだ。

当然のことだが、物質を伴わない「サイバースペース」では、現実社会の「財産や表現や主体性、運動や脈絡の概念」は当てはまらない。従って、自由をめぐる諸状況も、現実社会と同一のものではあり得ない。その「サイバースペース」の自由は、次のバーロウの言に端的に表されている。

「我々は、人種や経済力、軍事力、出生の地位による特権や偏見なしに誰もが参加できる世界を創りつつある。

我々は、誰もがどこでも、どれだけ他に類をみないものであっても、沈黙や服従を強いられる恐怖なしに、その彼や彼女の信念を表現できる世界を創りつつある。」

ここに描かれているのは、一見すると古典的にすら見える、自由と平等の社会像である。しかしよく見ると、そこにあるのは、国家や社会を越えた自由と平等である。最低限、電気と電話があることが前提ではあるにしろ、所属する国家や社会によって個人が享受できる自由に違いがないのが、「サイバースペース」の自由のあり方である。しかもそれは、バーロウの言から理解される範囲では、実社会において法律や規範によって制約されるのに対して、非常に大きな言論の自由を留保しているのである。このことは、別のところで「低俗なものから高貴なものまで、人間のあらゆる感情と表現」は、コミュニケーション全体に分ち難い一部であるとして、その中のあるものを部分的に規制することは不可能としていることから、理解できよう。

また、現実世界と違って「サイバースペース」では、「人間の精神が作り出せるものはなんでも、費用ゼロで無限に再生産し配布することが出来る」のである。このことは、「国境の中には存在しない」という「サイバースペース」においては、何らかの思想を持つ自由と同じように、「グローバルな思想の伝達」つまり公表する自由を行使できるということである。これはもちろん、インターネットの世界では国境を越えた情報のやり取りが、何の国家的規制を蒙らずになおかつ比較的低いコストで行いうることを指している。

「サイバースペース」における、こうした自由の行使はしかし、何の問題も生まない訳ではない。さすがにバーロウも、未来を担うからといって、この世界を単純にバラ色に見立てている訳ではない。「サイバースペース」にも、実社会と同様にさまざまな問題が起こるであろう。とはいえ、それらの問題は、実社会によってではなく、あくまでも「サイバースペース」内で解決されるものであるとしている。「真の摩擦、過ちがあるところ」が何処なのかは、「サイバースペース」に属する者たちが彼ら自身の「方法でもって、識別し対処する」のである。その方法とは、はっきりとではないが、次の言葉に示されている。

「我々に共通する様々な文化が一般に認める唯一の法は、『黄金律』である。我々は、自らがこの基盤の上に独自の解決法を築くことが出来ると期待している。しかし、我々はあなたたちが課そうとしている解決法を受け入れることは出来ない。」

この「黄金律」についての明確な言及は、『宣言』内には見られない。しかし先にも挙げたように、現実世界とは別に形作られる「サイバースペース」における社会契約について別なところで、触れられており、これを想起すればよいだろう。言葉を換えればそれは、ネット社会により多くの秩序をもたらしてきた、「サイバースペース」独自の「文化や倫理、不文律」なのである。そして「サイバースペース」を成熟させるのは、参加者たちの「集合的行為」であり、現実世界の政府というものは、それに参加してこなかった。それゆえ、実社会の法律という形で「サイバースペース」をあり方を規定することが、拒否されるのである。

さて、こうして存在の態様が明らかになった「サイバースペース」は、具体的にどういう理由で現実世界からの独立をしようというのか。アメリカ独立のときと同じく、実社会の諸政府が「サイバースペース」の人々の同意の上に権威の委譲を受けたのではないことは、バーロウが指摘するところである。より直接的な契機としては既に触れた通信「改革」法があるが、バーロウによれば、それは「あなたたち自身の憲法を否認し、ジェファソンやワシントン、ミル、マディソン、トクヴィル、ブランドイスの夢を侮辱するもの」であった。詳しくは後述するとして、これらの名前は自由の擁護者として挙げられており、「通信改革法」は自由を阻害するものという位置付けがなされている。

この法律の持つ「敵対的で植民地主義」的な性格は、バーロウらを「遠隔の無理解な権力を拒絶せざるを得なかった、自由と自決を愛した先人たちと同じ」立場に立たせることになった。すなわち、今日のイギリスたるアメリカ合衆国を初めとする諸政府から、独立を目指す立場である。

その独立に関する文言は、『宣言』の中に次の二箇所がある。

「私は宣言する。我々が創り出しつつあるグローバルな社会空間は、あなたたちが課そうとしている圧政から、本来、独立したものである。あなたたちは我々を統治するなんらの道義的権利も持たないし、我々を恐怖させるに足る如何なる強制の手段も持たないのだ。」

「我々の身体はあなたたちの統治には従い続けるものの、我々のヴァーチャルな自我はあなたたちの権力とは無関係であると、宣言しなくてはならない。我々は地球全体に広がっているので、誰も我々の思想を拘束することは出来ない。」

この文言が本当に意味するところは、そう簡単ではない。引用前半は、本来統治－被統治の関係がない国家と人々の関係を表すものとして、独立を確認する形を取っている。これは、本国議会が北米植民地を代表していないという理由でイギリス本国の統治権を否定するに至った『独立宣言』と同じ内容と考えてよいだろう。

ところが引用の後半で告白しているところでは、「サイバースペース」の人々は、現実世界ではいずれかの国家に所属しており、その統治に従うとされている。その統治が及ぶのは、しかしながら、肉体までであり、精神的な自我にまでは及ばないというのである。つまり一人の人間の肉体は実社会における統治の枠組みの中に留まりながら同時に、その人間の精神である「ヴァーチャルな自我」は、

肉体が帰属する国家の支配を受けないというのである。

そもそも一人の人間の身体的な自由と精神的な自由が別々に措定されて、なおかつその二者が別々な領域を持ったまま両立することが、ありうるのだろうか。インターネットの可能性にいち早く気付いた人々の一人としてバーロウは、身体的な自由と精神的な自由が乖離した状態が現前しているという認識を持った、と考えた方がよいのかもしれない。そうすると、ここで性急に結論を出すよりも、もう少し関連する諸点を俎上に乗せて検討した上で、再度論ずる方がよいだろう。まず、「通信品位法」をはじめとするインターネットを規制しようとする法律をめぐる動きを見ていき、次にネット社会の基盤となるインターネットとその性質に一瞥を加えた後に、再びこの宣言に戻るとしよう。

2. 「通信品位法」をめぐる動き

本稿の冒頭でも述べたが、そもそも1996年通信改革法に「通信品位法」が盛り込まれたのは、インターネット上の有害情報とりわけ、わいせつな情報に対する懸念が、アメリカ社会と連邦議会にあったからである。法律を審議している過程の1995年に、『タイム』誌や連邦上院で取り上げられたものに、カーネギー・メロン大学の調査があった。ユーズネットのニュース・グループの中の「成人向け」掲示板にあった画像の83.5パーセントがわいせつなものであったという調査結果は大きな反響を呼んだ。しかしそれは、実際のインターネットの状況を反映したものとは言えないものだった³。

このケースでは調査の信頼性に問題があったとはいえ、「通信品位法」の法案は最終的には、わいせつ情報をかなり厳格に取り締まるものになった。それは法案名にも表れているが、規制の対象として「下品なindecent」なものを含んでいたからであった。問題になった第502条には、「受信者が18歳未満であることを知りながら、故意にわいせつなまたは下品な（下線は筆者）、発言、要求、暗示物、申出、画像その他の通信を故意に行ったり、引き起こしたり、勧誘または主導したりする」ことを禁じる部分があった⁴。また特に双方向コンピュータ・サービスについて特に、「その時代その地域の社会的基準に照らして明らかに不快な（下線は筆者）表現で、性的または排泄行為または器官に関する画像等を、18歳未満に提供することを禁じていた。

この「下品な」および「明らかに不快な」という用語は、「わいせつな」に比べて法的には曖昧さを持っている。「明らかに不快な」は「社会的基準に照ら」すとはいえ、時間的地理的に異なるもので、言葉ほどに明確な判断基準がある訳ではなかった。まして、グローバルな空間であるサイバースペースに地域的な基準を適用するのは、妥当なこととは考えられなかった。一方の「下品な」は、「わいせつな」とは違って、表現の自由を規定する合衆国憲法修正第一条でも保護されるものであり、一概に規制して良いものではなかった。

これらの条文ひいては「通信品位法」のこうした曖昧さは、本来の目的とされた18歳未満の未成年者を有害な情報から守ることよりも、むしろ成人に対する検閲を招く危険性をはらんでいた。バーロウなどにとっては、それは合衆国憲法に背馳するものに映った。これこそが『サイバースペース独立

宣言』を上梓する直接のきっかけであった。

「通信品位法」の危険性を認識した人々によって、この問題は法廷で決着が図られることになった。法案が成立した2月8日に、アメリカ市民的自由連盟を始めとする50以上の団体が、フィラデルフィア連邦地裁に施行差し止めを求める訴訟を起こした。十日足らずで施行差し止めの一時的仮処分命令が出され、4ヶ月後の6月11日には上の「下品な」と「明らかに不快な」を含む条項が、合衆国憲法修正第一条に違反することを認めて、仮差し止め命令を出す判決が下った。連邦政府は連邦最高裁に飛躍上告したが、翌97年6月27日に下った判決は、連邦地裁の判断を支持し「通信品位法」を憲法違反とするものであった⁵。

こうして「通信品位法」は、曖昧な条項を変更しない限り、施行できないことになった。この厳しい司法判断に対して、連邦議会は新たな法律「通信品位法Ⅱ」を上程して対応を図った。「児童オンライン保護法」として1998年に成立したものの、この新法もしかし、「通信品位法」と同様の轍を踏むことになった。成立後すぐに施行差し止めとなり、2000年には連邦控訴裁で、この法律も合衆国憲法修正第一条に違反することが確認された。

「児童オンライン保護法」では、「通信品位法」での失敗を受けて、規制の範囲を商業用のもので、また曖昧な「下品な」ではなく比較的具体的な「未成年者に有害な」ものに限った。しかし、「その時代その地域の社会的基準」に基づき「未成年者に有害な」ものを規制するのは、グローバルなインターネットにおいては事実上不可能であると、司法判断が下されたのである。未成年者に有害であるかどうかの基準が地域的に違いがあるとすれば、その違いを踏まえてウェブサイト等の運営者がアクセスの許可を与えるものと与えないものとを峻別することは、著しく困難である。そのため、アクセスされる側であるホームページ等の開設者は、実際にはもっとも厳密で保守的な基準に合わせて、自ら「検閲」しなければいけないことになる⁶。

控訴裁のこの判断を受けて政府は連邦最高裁に上訴し、2002年に連邦最高裁は再度、控訴裁に差し戻してより詳細に分析することを求めた。翌年、控訴裁は再び違憲判決を下した。今回はさらに踏み込んで、この法律が「未成年者に有害な」情報を規制していることで、却って憲法で保障されている成人が情報にアクセスする権利を侵害する可能性が非常に高くなるとした。同時に、商業用のものといってもどの程度の利益を上げれば該当するのかも定かでないこと、成人と未成年者を選別するためのスクリーニングの方法として、クレジット・カード番号などの入力を義務付けるのは、成人がアクセスする権利を持つ情報には正当性を欠くことも、併せて示された⁷。

さらにこの判断に対して上告した後の2004年の連邦最高裁の判決は、またも控訴裁に差し戻す内容であったが、「児童オンライン保護法」が表現の自由を侵すおそれがあることは確認された。法律によるのではなく、フィルタリング・ソフト等の技術的な方法によって未成年者たちを有害な情報から守るのが妥当であるというのが、ここでの多数意見であった。5対4の僅差での判決であったが、「児童オンライン保護法」そのものがまったく否定された訳ではなく、今後の技術革新によって憲法違反が起こらないことが確認されれば、施行を認められることもあり得るとされた⁸。

政府によるインターネットの規制について、最終的な結論は未だ出てはいないが、ここまでの経過を要約すれば、やはりインターネット上での表現の自由をめぐる裁判は争われてきたと言えよう。アメリカ社会からの支持を得やすい、インターネット上で未成年者を有害情報から守るといった議論も、煎じ詰めればインターネット上の表現の自由をどのように保障され得るのかということに集約されていく。今のところ、表現の自由を侵害する危険性のある法規制よりも、フィルタリング技術等による受け手側の自主的な規制という方法を選択すべきというのが、現在のアメリカ司法の方向である。

付言すれば、『宣言』の中でバーロウは、法規制はむしろ自分たちの子供を脅かすものであると指摘していた。その理由は、より自由であるべき「サイバースペース」で育てている子供たちについて、「直面する親としての責任を担う勇気がないために、それらを官僚に委ねているため」であった。この観点は、連邦最高裁の親や子供たち自身による自主的な規制を奨めるものと重なっていると言えよう。これまでのところ、インターネットに関わる法律の合憲性をめぐる一連の裁判とその司法判断は、バーロウが表明した懸念を裏付けたのである。

3. インターネット

こうした自由をめぐる戦いの場となっている「サイバースペース」すなわちネット社会とは、どのようなものなのだろうか。その社会を成り立たせているインターネットの歴史と性格を語るには、やはりまずアーパネットARPANETから始めるのが妥当であろう。アメリカ国防総省の高等研究計画局Advanced Research Project Agencyのプロジェクトとして1969年に始まったアーパネットが、インターネットの原型とされている。もともとパケット交換による分散型ネットワークの実験として始まったアーパネットは、カリフォルニア州立大ロサンゼルス校の大学院生であったヴィントン・サーフVinton Cerfが中心となり、他にカリフォルニア州立大サンタ・バーバラ校、スタンフォード研究所それにユタ大学の四ヶ所をつなぐネットワークとして開始された。今日では簡便に電話回線やADSLや光ファイバーを介して接続することで、巨大なネットワークを形成するに至ったインターネットは、この小さなネットワークから始まった。

パケット交換とはデータを分割して送受信する方式である。これによって、通信回線に負担をかけずかつまた一つの回線だけにやらなくてもデータの送受信ができるので、核攻撃を受けても無事な部分だけでネットワークを成立させることが期待された。ところが案に相違して、パケット交換方式は今日、そうした軍事的な利点よりも、後のインターネットの性格を分散型にした意味で重要であると言える⁹⁾。

それと同時に、このアーパネットが作り出したインターネット開発の一つの型は、より民主的な情報の開示と決定のプロセスであった。具体的には、コンピュータ間のデータ通信の規格つまりプロトコルについて検討していたときに生まれた、「コメントのお願いRequest for Comments」を通した開発手法である。何らかの案件について、コミュニティの成員から意見を集めてそれを決定などに反映さ

せるという型がここから始まった。これ以降インターネットの何らかの規格を決める場合、この「コメントのお願い」が配布されて意見の集約を図るのが、不文律となった。最初にこれを始めたスティーブ・クロッカーSteve Crockerは、別にワシントンあたりから専門家が来たときのために気を使ったためと述懐している。いわば、上下の関係でなくむしろ平等な水平関係が、アーパネットの開発者の間にあったということだが、それがそのままネット文化の規範の一つとなっていった¹⁰。

UNIXというオペレーティング・システムを用いたコンピュータ同士を接続するプロトコルが、この不文律によって開発されたが、これこそがネット社会の文化の形成に多大な影響を与えたユーズネットUSEnetであった。1979年に始まったユーズネットはネットワークの名称というよりもネットワーク全体に広がる電子会議システムで、むしろ参加しているUNIXコンピュータ・ユーザーの集まりを指すものであった。拡大しつつあったアーパネットに接続しながら、その環境下で遠隔にいる人同士がコミュニケーションをすること自体に主眼があったというべきユーズネットは、おそらく初めてネットのコミュニケーションの可能性を現実提示したのであった¹¹。また軍のネットワークが1981年にMILnetとしてアーパネットから分離したことも、インターネットの性格をより自由なものにする上で重要であったろう。

その後、現在でも用いられているプロトコルであるTCP/IPが1983年に実用化されたが、この規格は全米科学財団のNSFnetにも採用され、後にインターネットの標準となった。NSFnetはコンピュータやネットワークの開発者のみならず、研究者一般にネットワークを開放したので、ネットのコミュニティは80年代後半には大きな広がりを見せた。

こうしてインターネットのネットワークは、世界の研究者コミュニティに広がっていった。欧州原子核研究機構のティム・バーナーズ＝リーTimothy Berners-Leeがハイパーテキストの技術を取り入れたワールド・ワイド・ウェブ（以下WWW）の概念を考案して、ウェブ・ブラウザとウェブ・サーバを世界で初めて設置したのは1990年であった。ハイパーテキストとは、もともと1965年にテッド・ネルソンTheodore Nelsonが考え出したものだが、恐らく読者にとっては、言葉で説明するよりも実際に使っているインターネットのホームページのリンクの仕方を思い浮かべれば、納得しやすいかも知れない。バーナーズ＝リーは、ネルソンの名を挙げながら、「制限されない方式で互いにリンクする・・・情報」とWWWの提案書の中で述べている。例えば、書物ならばページをめくって次の情報に進むが、ホームページならばリンクのある限り多岐にわたる情報が次にやってくる、ということである。その問題点も指摘されるが、情報のつながりを多様にするここと思考の様態を変える可能性を秘めている点は、評価できよう。少なくとも、現在われわれはWWWとハイパーテキストの恩恵を充分こうむっているのではないだろうか¹²。

ともかく、こうして始まったWWWであるが、それをさらに有効なものにしたのは、今日最もネット・ユーザーに親しまれている二つの技術であった。その一つである画像の表示が可能なウェブ・ブラウザを1993年に開発したのは、イリノイ州立大学の国立スーパーコンピュータ応用研究所の大学院生のマーク・アンドリーセンMarc Andreessenたちであった。モザイクMosaicと呼ばれたこのソフト

ウェアは、文字情報に限らない画像情報をネット上で扱えるようにした点で、その後のインターネットの普及の先鞭を付けたといえる。それ以前のネットワークでは、画面に表れるのは基本的に文字であり、それを扱えるのは技術と知識を持った限られた人々であった

またモザイクは後にアンドリーセン本人らによってネットスケープ・ナビゲータNetscape Navigatorとして商用化されるが、当初はオープン・ソースと呼んで技術革新のために無料でソース・コードを公開していた。これも無償あるいはボランティアな参加に支えられるという、ネット文化の性質の一つを示すものであった。ちなみにこうしたネット文化の性格を受け継いでいるのは、今日ではモジラ財団Mozilla Foundationが無償公開しているウェブ・ブラウザのファイアフォックスMozilla Firefoxである¹³。

もう一つの技術が、画像を扱える電子メール・ソフトの開発であった。モザイクの開発に先立つこと5年あまり、やはりイリノイ州立大学で開発されたのが、ユードラEudoraであった。1988年に発表されたこの電子メール・ソフトは、様々なオペレーティング・システム下で使用できるようになったことと無償で配布されたことによって広く普及していった。後にクアルコムQualcomm社に買収されて商業ベースになるが、開発者スティーブ・ドナーSteve Dornerが使用者からのバグ・レポートをうけて無償でアップデートし続けたことは、ネット文化の規範に沿うものであった¹⁴。

今日では、マイクロソフト社のウィンドウズが圧倒的なシェアを誇っているため、ウェブ・ブラウザや電子メール・ソフトはインターネット・エクスプローラInternet Explorerやアウトルック・エクスプレスOutlook Expressが標準的なものになっているが、もともとそれらのソフトの機能の根幹部分を実現したのは、モザイクでありユードラであった。当然それらのソフトを使用する人々は、意識的にか無意識的にかは問わず、ネット文化に関わっていたと言えよう。

ここまでで理解できるネット文化を簡単にまとめておけば、ネット社会においては、より平等な人間関係が想定されていた。実社会では人種や職業、性別などから来る社会的な立場の差があるが、そういうものに囚われない文化というのは、まさにバーロウの宣言に含まれる内容とも合致している。

またその平等な個人同士の対等な善意の交換が、慣習とされていた。その善意とは、時にソフト開発や修正をめぐって無償奉仕が行われることでもあり、それはソフトやその修正の無償配布という、ある種の習慣となっていった。また、時に電子会議や掲示板での公平無私な発言として、あるいは有益な情報が無償で配布されるという形で、善意が表わされることでもあった¹⁵。

このようなネット文化に親しんでいなかった大部分の人々がインターネットに接続する、言い換えればネット社会に参加するようになったのは、モザイクが普及し始めた1994年以降、さらにはウィンドウズ95が発売されたのに合わせてパソコンが爆発的に普及する1995年以降かも知れない。そうした人々の目からすれば、バーロウが宣言したようなネット文化は、ごく短期間に出来たものにみえる。しかし、ここで注目すべきなのは、それよりはるか以前に、ネット社会の原型が構想されていた点である。

アーパネットに始まるインターネットの歴史を語る際に、しばしば挙げられる名前が、J・C・R・

リックライダーJoseph C.R.Lideliderである。彼はアーパネットそのものの設立には関わっていないが、それ以前の高等研究計画局の部長として、コンピュータとネットワークについてのビジョンを打ち出した。『ウィキペディア』によれば彼は、「簡単なユーザーインターフェイスを持つネットワークに接続されたコンピュータの必要性を予測していた」、とされる¹⁶。

彼は1968年の論文「コミュニケーション装置としてのコンピュータ」で既に、計算機としてのコンピュータではなく、ネットワークを形成するコンピュータがコミュニケーション手段として機能させることを提言していた。しかもコンピュータのネットワーク上でコミュニケーションを取る人々の間で、実社会とは違った新たなコミュニティが形成されることに気付いていたようである。結果として、高等研究計画局において予算配分の権限があった彼は、自分の思想を実現できそうな研究を奨励したと言えないこともない¹⁷。

インターネットの歴史におけるリックライダーの位置付けを承認するならば、サイバースペースに現実世界の植民地が作られる、すなわちコンピュータのネットワークが作られその中に参加者のコミュニティができるよりずっと以前に、ネット社会のあり方が想定されていたことになる。いずれにしろ、ネット社会というものが、コンピュータのネットワークが成立した後で、自然と出来上がったという見方をするのは、なんらかの留保を付ける必要がありそうである。むしろ、先行して存在していたネット社会の概念に沿うような形で、ネット社会の構成と文化が出来上がったと言うべきではないだろうか。

4. カリフォルニアン・イデオロギー

前節で見たようなネット文化に対して、批判的な言説が打ち出されるのは、現実世界のアメリカ以外の場所からであった。英ウェストミンスター大学のハイパーメディア研究センターのリチャード・バーブルックRichard Barbrookであった。1995年に初期ヴァージョンが出されたこの分析は、「カリフォルニアン・イデオロギー」という論文名を持っていた。アンディ・キャメロンとの共著であったこの論文は、大幅に加筆されて現在ネット上で読める形になっている。ここではその加筆ヴァージョンを使って、論を進めて行こう¹⁸。

「カリフォルニアン・イデオロギー」という題は、ネット文化の地理的偏向に基づいて名付けられた。それは彼ら二人が、西海岸とりわけサンフランシスコ起源の要素を、ネット文化の根底に見いだしているということである。ただし、それは単なる西海岸の地域性に根ざすというよりは、時間的にも限定されるもので、ありていに言えば1960年代の対抗文化の存在を認識している。とはいえ単なるヒッピー文化のリヴァイヴアルではなくて、それにシリコン・ヴァレーのヤッピーたちの文化が融合した「異種混合的正統信仰heterogeneous orthodoxy」である、と彼らは主張している。バーブルックらは繰り返し言及するが、ここで本来結びつく余地のあるはずのない二つの文化が、「見境のないpromiscuously」形で結合しているのである。それは別な言い方をすれば、このハイブリッドなネット

社会に対する信仰は、奇妙なことに、ニュー・レフトとニュー・ライトの双方に信奉者を持っているのである。

ここでいうニュー・レフトとは、対抗文化と左翼的反体制の政治姿勢を併せ持つ人々のことである。コンピュータやインターネットの開発を担う技術者たちは、多くが西海岸の対抗文化を背景としていたとされた。既成の文化規範に抵抗しながらも、「民主主義、寛容、自己実現、社会正義といった普遍主義的で理性的、進歩主義的な理想を擁護」する彼らのうちのある者たちは、「科学技術の進歩が不可避的に彼らのリバータリアニズム的な主義主張を社会的事実に変えると信じた」。この「テクノロジー決定論」とマーシャル・マクルーハンの理論から影響を受けたメディア崇拜が相まって、コンピュータとインターネットといった新しい情報産業へ彼らに向かわせた。

一方、こうした新興のハイテク産業の企業家すなわち資本家であるヤッピーたちは、思想的にはニュー・ライトというべき保守主義であった。新たに開拓されつつある市場で成功を収めようとする彼らは、政府による規制などには反対のレッセ＝フェールの自由を信奉しているように見えた。むしろ彼らは、60年代にはヒッピー的な反体制者を批判・攻撃する側にいた。しかし、そうした彼らも、ニュー・メディアの幻想から逃れることは出来なかったため、やはりテクノロジーが自分たちの理想を実現してくれるという期待を抱くことになった。

こうしてニュー・レフトもニュー・ライトも、技術がなんらかの明るい未来を保障してくれるという「テクノロジー決定論」を信奉するようになるが、これこそが「カリフォルニアン・イデオロギー」を形作る重要な要素の一つであった。かたやニュー・レフトは、新しい情報産業で労働に従事すること自体が自己実現の方法となっており、かたやニュー・ライトは、「ニュー・エコノミー」として新しく勃興する産業分野における「自由市場」が、彼らの成功を保証すると信じている。この正反対の両者が、バーブルックらによれば、一つの「仮想社会階級virtual class」を形成しているのである。

本来対立する両者を結びつけているのは、テクノロジーに対する態度だけではない。もう一つ、「リバータリアニズム的個人主義」が彼らに共通しているのである。ヒッピーたちはコンピュータやインターネットの技術者として比較的自由的な労働条件の下におり、それが彼らに個人的自由をもたらしている。また彼らが「サイバースペース」で行う表現の自由は、実社会におけるそれよりも、幅広いものになっているかも知れない。ネット企業家であるヤッピーたちは、情報産業の歴史が本来は国家の主導と財政的バックアップによるものであるにも拘わらず、自分たちの成功と産業の発展のためには、自由放任の市場が必要であると主張する。

この一見共通項を持たない、二つの自由に関する考えは、反国家主義という一点で合致している、とバーブルックらは指摘する。体制に束縛されないヒッピー的な、タブーからの自由を目指すニュー・レフトたちと、市場原理に政府の介入を許さない自由放任主義のニュー・ライトたちは、国家権力に対する不信を共有している。自由にまつわるそうした観念はリバータリアニズムと呼ばれるが、その「サイバースペース」版がここにでき上がる訳である。

バーブルックらの「カリフォルニアン・イデオロギー」が話題となったのは、ここまでの指摘だけ

ではなく、この「サイバー・リバータリアニズム」をジェファソニアン・デモクラシーと結びつけたことによる。上記のように「カリフォルニアン・イデオロギー」が「サイバースペース」における自由を希求するのは、まるでアメリカ独立革命と対になるかのようだが、バーブルックらの指摘にそれだけでは留まらない。一歩進んで、どちらにも深刻な矛盾が存在していたと主張する。

トマス・ジェファソンは、アメリカ独立宣言を起草した第3代合衆国大統領を務めることで、その後のアメリカの進路を決定づけた。が同時に、彼はヴァージニアの大土地所有者として黒人奴隷を所有する立場にもあった。よく知られたことだが、彼は独立宣言で「すべての人間は平等に創られ」、「創造者によって譲ることの出来ない諸権利を付与されている」と言明している。当時の大帝国であったイギリスに抗したこととあわせて、ジェファソンは多数に抵抗する少数者の、また既成の権力からの様々な自由の擁護者のシンボルである。冒頭のバーロウがジェファソンを想起させたのは、こうした共通するイメージが根底に横たわっていたからで、彼の文書が独立を謳ったからだけではないだろう¹⁹。

しかし、バーブルックらが注目するのは、ジェファソンやバーロウが表徴する自由に関わるイメージと矛盾する、しかし同時に存在する「奴隷制」擁護者のイメージである。近年、黒人女性のサリー・ヘミングスを愛人としていたともされるジェファソンについての矛盾は、もはや議論の余地がないようにもみえる。一方の「カリフォルニアン・イデオロギー」の信奉者である「仮想社会階級」の者たちはどうだろうか。

そもそも「カリフォルニアン・イデオロギー」のテクノロジー決定論もリバータリアニズムも、平等の観点からすると、いささか危うい印象を与えるものだった。前者は、技術ひいては教育を持たない者を排除する仕組みを持っている。一時期よく言われた「デジタル・ディバイド」という語を想起すれば、容易に理解できよう。現在のコンピュータやインターネットをめぐる技術は十分に大衆化が進み、基本的な操作に高度な技術の習得を必要とすることがなくなっているのは確かである。それでもなお、巨視的に見れば、コンピュータを手に入れることが出来ないあるいはインターネットに接続することが叶わない人々が依然として存在するのをもまた、事実である²⁰。

後者のリバータリアニズムは、個人の自由を最優先する代わりに、国家の介入を最小限に止めることで結果として、富の再分配を通した社会的平等がないがしろにされてしまう。端的に言えば、ビル・ゲイツのような巨万の富を持つ人物を創り出す一方で、一定の所得に満たない貧困層も同時に生み出すということである。実のところ、それは「サイバースペース」が抱える問題であるというよりはアメリカ社会の課題であるのだが、バーブルックらはそれを解決しようとするネット社会を問題視しているのである。

5. 『サイバースペース独立宣言』10周年10α

最後に、これまでの議論を簡単にまとめておくとともに、『サイバースペース独立宣言』から10年

を経て、ネット文化がどのようなものであったのか、また今後どうなっていくのかを展望しよう。

本稿ではまず、『宣言』を主題に取り上げた。『宣言』ではアメリカ社会に起源を持つものとして自由を掲げながら、ネット社会ではより拡張した自由があると主張した。この『宣言』の内容把握をする上で、直接の原因となった「通信品位法」とその後継となる法律の状況を見た。それはアメリカ社会におけるある種の「文化戦争」の様相を呈しながら、あたかも『宣言』が危惧する通りに事態が進行しているようにも見えるものであった。

そもそもネット社会では実社会より自由であるという考え方は、どこに由来しているのか。ネットワークのコミュニティが実社会のものとは異なる新しい種類のものであることは、コンピュータを介したネットワークが構想された段階で既に、リックライダーによって示されていた。しかし、科学社会的観点からすれば、科学技術に対する中立的客観的な見方というものには本来あり得ず、時代的制約などが自ずから表れるものである。そういう視座から見れば、リックライダーの構想通りにネット社会が形成されたというより、現実には形を取り始めたネット社会が、同様の発想をする技術者たちの比較的狭い範囲で、より平等な規範によることになったと言ってよい。その意味では、アーパネットが立ち上がる1960年代後半のアメリカ社会の時代状況と、インターネットのようなコンピュータ・ネットワークの思想との間に何らかの影響を見いだそうとするのは、自然なことかも知れない²¹。もちろん対抗文化のイデオログとしてそうした関係を論ずることは慎むべきだが、単に冷戦がインターネットという技術を生み出したというだけでは、ネット社会が持つイメージを説明することにはならないのである。

その意味では、バーブルックらがネット社会にイデオロギーがあると喝破したのは、その明なるものであろう。彼らは、その思想がリバータリアン的であることにも気付いていた。ここでいうリバータリアンとは、J・S・ミルの『自由論』に代表されるような、限界まで個人の自由を追求する立場の人々である。『サイバースペース独立宣言』の中でバーロウがミルたちの名を挙げていたのは、これが理由であった。そのような立場が、対抗文化を継承するIT界の技術者たちからも、保守的なネット企業家たちからも支持されたのは、ネット社会での表現の自由や現実社会での経済活動の自由に対して、国家の干渉を嫌ったからである。

確かにこうした心性は、時折アメリカ人に見られるものではあるが、それがバーブルックらの言う通り、一つの階級「仮想社会階級」を形成しているのどうかは、いささか疑問である。まず第一に、彼らの言うニュー・レフトとニュー・ライトはそれぞれ別な人々の集団というよりは、相互に移動可能な二つの集団ではないだろうか。アーパネットに関わったヒッピー技術者たちは、後に企業に移りあるいは自ら企業を興したりしていたのではないか。1960年代に限定すれば、一方にはヒッピーの左翼的活動がいて、もう一方には正統文化に属する保守派がいたかも知れない。しかし、80年代に元ヒッピーがヤッピーに変じたと揶揄されたのは、そう昔のことではない。その意味では、「カリフォルニアン・イデオロギー」は「異種混合的正統信仰」というよりは、時代とともに変わったアメリカ的価値の一形態ということになるのではないか。

ネット文化に対抗文化の要素が認められるにしろ、それがトマス・ジェファソンの表徴に統合されてしまうこと自体が、対抗文化がアメリカ的な価値となっていることの証左であろう。その意味では、ネット文化とは極めてアメリカ社会の文脈から生まれたものであると言ってよい。とすればやはり、『サイバースペース独立宣言』がアメリカの独立を想起させる形をとったのは、いたって自然なことであろう。

さて、『宣言』のその後を考える上で、是非とも言及しなくてはならない人物が、サイバー法学者の肩書きを持つローレンス・レッシグLawrence Lessigである。彼もネット社会における自由を論じたが、面白いあるいは悲しいことに、彼が至った結論はバーロウたちとは正反対で、ネット社会には自由はないというものだった。

レッシグはネット社会のアーキテクチャを決めるプログラム、言い換えれば「コード」がどんどん自由を奪う方向に進むことを警告した²²。本来、インターネットの技術はサイバネティクスから来ているのであり、それは遠隔コントロールを目指したものだ。つまりネットワーク技術が進歩すればするほど、より効率的に成功裡にコントロールすることが出来るようになるのである。そのため、ネット社会の参加者の意向がどうであれ、ネット文化はこれまで有していた自由さを失っていくことになるというのである。

21世紀に入ってからのネット社会は、彼の予想した通りに進んでいるようにもみえる。「通信品位法」とその同種の法律こそ施行されていないが、90年代後半から2000年代にかけてのマイクロソフトの独占禁止法違反訴訟の経緯や著作権保護期間延長法の成立といった流れは、リバータリアンの観点からすると、ネット社会から自由がどんどん奪われていることを示している。これは第一に、ネット社会における表現の自由が制約されるようになったことに現れた。第二に、それ以上に、知的財産権の厳格な保護によって、先に触れたような無償のやり取りによるIT開発が活発に出来なくなって、これまでのような技術革新が行われなくなってしまう可能性が高まった。ネット文化の特性が失われてしまうということは、単なる手続きの変更というだけでは済まない問題なのである。

そこでレッシグは、次のようなことを提案する。つまりネット社会の法にあたるコードが、ネット社会の自由を制限するのなら、実社会の法律でコードそのものを制限すればよい。それによって、ネット社会の自由を留保することが出来るというのである。また彼は、技術革新を含む創造性を殺さないために、意図的に所有権を制限して表現の自由に向けた「共有地commons」を作るべく活動している。一般にクリエイティブ・コモンズとして知られる運動である²³。

興味深いのは、この議論にあたってのレッシグのネット社会に対する態度である。『宣言』に表明されたようなネット社会の独自性を、彼は一面で否定し一面で肯定しているようにみえる。ネット社会の自由が制限されることを危惧する彼は、バーロウらと同じ地点に立っているかのようである。しかし、現実世界の政府に働きかけてネット社会の自由を保護しようという彼の議論は、ネット社会の自立性を前提にしているとは言えないだろう。

このようなレッシグの二面性の理由は、彼自身の問題ではあるまい。第一は、現実世界と同じで、自由そのものの多面性に求められよう。アメリカの独立から建国の時代であっても、自由のあり方についての統一された観念は存在していなかった。中心ではなく一方の極に、ジェファソンを始めとする共和主義者たちがいたのである。アメリカ建国期の自由をめぐる対立が、リパブリカンとフェデラリストという二つの党派を作り出した一面があったことは否めない。このジェファソンの共和主義が、今日のリバタリアニズム的自由へ受け継がれたとされるかも知れないが、それだけが自由の概念を代表する訳でないのはいうまでもない。歴史的にアメリカ合衆国は、様々な自由がぶつかり合うステージとなってきたのである。

加えて第二に、1990年代のIT産業の急激な成長は、さすがにアメリカのニュー・エコノミーを牽引しただけあって、著しいものがあった。その結果、ネット社会の構成に大きな変化が起こった。いってみれば、ネットの「大衆化」である。ここに至って、ネット社会の慣習法というべき規範も、大きく揺らぐことになった。1960年代末からの黎明期にあったネット文化は、限られた技術者集団のものから、ネットに接続できるものなら誰でも参加できるものへと変貌していった。

ここで、バーロウが余り重視していなかった、ネット社会と実社会の相互作用が問題になったのである。当然の事だが、二つの社会はかなりの部分が重なり合っている。少なくとも実社会のインフラとしてコンピュータやネットに接続する環境がない限り、ネット社会は「精神のよりどころ」どころか存在しないと同じである。逆に言えば、インフラが整えば誰でもネット社会に参加できてしまう。

こうした状況が、アメリカ社会の自由に対する態度をネット社会に移植する結果を招いた。そこでレッシグは、アメリカ社会がかつてそうしたように、ネット社会にも憲法が必要だ、ただしそれはネット社会の中で制定するのではなくて、実社会の側で準備することになる、と考えたのである。ただし、レッシグが実社会として念頭に置いているのが、アメリカ合衆国に限られているかどうかは定かではない。彼は著作権と創造性の関わりの中で、参考にすべきものとして、日本の同人誌の存在に注目している²⁴。

こうしてネット社会とその上に形成されるネット文化というものは、これまでのところアメリカ的な文脈の中で形成されてきたようにみえる。それでは、現在のネット文化は、現実世界の中ではどれだけひろがって、あるいは限定されているのだろうか。

レッシグに倣えば、ネット文化をもっと広い文脈で捉える見方を取ることにになりそうである。2005年に日本語のすなわち日本のネット社会で起こった事件が、いささか耳目を集めた。ルーマニア語で歌う歌に「空耳」の日本語の歌詞を載せた動画が、インターネットの掲示板に掲載されたのが、発端であった。この動画は、もともとネット上で一般的に使われている、文字をつかった描画（アスキー・アート）から発展したネコのキャラクター「モナー」を使ったものであった。ところが、無償公開されていたその動画とほとんど変わらないプロモーション・ビデオが、レコード会社によって制作されそれに著作権が設定されると、ネット社会で大きな反発を招いた。ここで若いネット社会の参

加者に参照されたのが、情報の共有につながる形でネットは自由であるという規範であった²⁵。

彼らは、ネット開発の過程で生まれ初期のネット社会に存在していた、アメリカ起源のネット文化に実際に触れていた訳ではないだろう。もちろん日本のネット社会にそうしたものが紹介されてはいただろうが、しかし、必ずしもバーロウの『宣言』を含めてそうしたネット文化を説明したものを読まなくては、ネットの自由について意識できないということでもないようだ。より広い自由をもたらすネットという観念は、もはやアメリカ的文脈に限定されていない。ネット社会そのものの特性であるかのようなのである。様々な意味で、現在のアメリカの専有物でないネットの文化は、起源のアメリカが持っていた自由という性質を、元の姿にとらわれることなく保ちつつ、かつ「国境を越えて」広がっている。しかしそれは、「自由の帝国」として自由を無拡散しようとする一方、異質なものを取り込み多民族社会を形成するアメリカ合衆国と、相似形をなしている。

本論の端緒となった当のバーロウ自身は、『宣言』の10年後にあたって、どのように考えているのだろうか。『カリフォルニア・マガジン』誌が、10周年のインタビューを掲載して、ネット上に公開しているのでそれを参考にしよう²⁶。彼は『宣言』を書いた意図として、次のように述べている。

「『宣言』を指して）それは、自由の要求というよりは、私が既に存在していると信じたものの表明であった。私はサイバースペースを解放しようとしなかった。それは解放されており、私の見方では、そうであり続けるものだった。私はサイバースペースの自由の自然な状態を説明しようとした。あるいは、少なくとも、この新しい社会空間で進行している人間の相互作用が、既存の政府の主権に全く従順であるようになることがありえないことを説明しようとした。」

彼は独立を煽動した訳ではなく、ネット社会における自由がどういう状態かを説明しようとしたという。そしてサイバースペースに対置されるのは、アメリカ政府ではなく、実社会の政府一般である。そして文章の冗長さについては直したいところはいくつもあるが、内容については「いまだに熱烈で重要で」と感じさせると述べている。それは、アメリカ社会に限ったものではないだろう。

1 "Cyberspace Independence Declaration." ここで「前書き」を参照したのは、<http://www.hax.com/CyberSpaceDeclaration.html>である。日本語訳の中にも「前書き」を添付したものがある。山崎カヲル氏のホームページを参照のこと (http://clinamen.ff.tku.ac.jp/CENSORSHIP/MISC/Decl_Independence.html)。付言すると、本稿の英文の日本語訳は、すべて著者によるものである。

2 ここで用いたのは、バーロウ自身のHPで公開されているものである。<http://homes.eff.org/~barlow/Declaration-Final.html>

3 城所岩生、『米国通信改革法解説』（木鐸社、2001年）、199頁。吉田純、『インターネット空間の社会学—情報ネットワーク社会と公共圏』（世界思想社、2000年）、160頁。奥田『科学技術の社会変容』（日科技

- 連出版社、1996)、247-50頁。
- 4 「通信品位法」の原文は、次のホームページからダウンロードできる。<http://www.fcc.gov/telecom.html>, PDFファイル"tcom1996.pdf," pp. 94-96. 日本語訳に際して、城所、前掲書、196-98頁を参考にした。
 - 5 木村忠正、土屋大洋、『ネットワーク時代の合意形成』(NTT出版、1998年)、157-62頁。城所、前掲書、251-58頁。
 - 6 城所、前掲書、340-48頁。
 - 7 "Court Nixes Child Net Porn Law (<http://www.wired.com/news/privacy/0,1848,57956,00.html>)."
 - 8 "Supreme Court keeps Net porn law on ice (<http://news.com.com/2100-1028-5251475.html>);" High Court: Porn Law Too Broad (<http://www.wired.com/news/business/0,1367,64028,00.html>)."
 - 9 このパケット交換による分散型のシステムを考案した人物としては、ポール・バランPaul Baranの名が挙げられる。付言すると、アーパネット自体は俗説のように核攻撃を想定したネットワークの成立を意図したものではなかった。
 - 10 古瀬幸広、廣瀬克哉著、『インターネットが変える世界』(岩波書店、1996年)、19-21頁。ケイティ・ハフナー、マシュー・ライオン著、加地永都子、道田豪訳、『インターネットの起源』(アスキー出版、2000年)、139-41頁。ニール・ランダー著、村井純監訳、『インターネット・ヒストリー——オープンソース革命の起源』(オライリー・ジャパン、1999年)、40頁。
 - 11 ハワード・ラインゴールド著、会津泉訳、『バーチャル・コミュニティ——コンピューター・ネットワークが創る新しい社会』(三田出版会、1995年)、136頁。古瀬、廣瀬、前掲書、32-34頁。古瀬らの本は、アメリカのネット文化にほとんどリアルタイムに触れた日本人の印象を伝えている点でも重要である。
 - 12 ティム・バーナーズ＝リー著、高橋徹監訳『Webの創成——World Wide Webはいかにして生まれどこに向かうのか』(毎日コミュニケーションズ、2001年)、第2章「もつれ、つながり、網の目」。ハイパーテキストについては、ラインゴールド、前掲書、187-88頁。バーナーズ＝リーの提案書は、以下のホームページで読める。<http://www.w3.org/History/1989/proposal.html>. ハイパーテキストの可能性については、例えばベンヤミンのパサージュ論を想起されたい。
 - 13 モザイクについては、例えばインターネット百科事典『ウィキペディア』から、"Mosaic (http://en.wikipedia.org/wiki/Mosaic_%28web_browser%29)."
 - 14 クアルコム社、"Historical Backgrounder (<http://www.eudora.com/presskit/backgrounder.html>)."
 - 15 次節で取り上げるパーブルックは、それを皮肉を込めて「ハイテク贈与経済」と呼んでいる。Richard Barbrook, "The Hi-Tech Gift Economy (http://www.firstmonday.org/issues/issue3_12/barbrook/)."
 - 16 『ウィキペディア』から「J・C・R・リックライダー (<http://ja.wikipedia.org/wiki/J・C・R・リックライダー>)」。この部分は、英語版でも同じ記述である (http://en.wikipedia.org/wiki/J._C._R._Licklider)。ラインゴールド著、栗田昭平監訳、『思考のための道具——異端の天才たちはコンピュータに何を求めたのか?』(パーソナル・メディア、1987年)、第10章「ARPAnetのニュー・オールド・ボーイ」。WWWが開発されていない段階で既にリックライダーは、先見の明がある人物と見なされていた。ラインゴールド、『バーチャル・コミュニティ』、137-59頁。ランダー、前掲書、19-20頁。
 - 17 リックライダーの論文は以下のホームページからPDFをダウンロードできる (<http://memex.org/licklider.pdf>)。そのリックライダーの実像についての研究は、好著がある。喜多千草著、『インターネットの思想史』(青土社、2003年)。
 - 18 Richard Barbrook and Andy Cameron, "The Californian Ideology (1996)." ここでは、次のホームページによった (<http://www.hrc.wmin.ac.uk/theory-californianideology.html>)。初期のヴァージョンや、反論等も読むことが出来る。ここでは筆者の訳によったが、全文の日本語訳は篠儀直子のものである。『10+1』第13号、1998年、153-66頁。
 - 19 ジェファソンについては、明石紀雄、『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」』(明石書店、1993年)。奴隷制に対する態度は、74-98頁。今日の意義も終章で扱われているが、特に512-14頁。ちなみに、ある者の自由が他者の不自由を招く矛盾については、ジェファソンのルイジアナ購入を考慮すれば、先住アメリカ人についても論ずることが出来る。

- 20 2007年現在も進行中の、「子供一人に一台のコンピュータをOne Laptop Per Child Initiative」は、この意味では注目すべきであろう (http://news.com.com/2100-1005_3-6141232.html)。
- 21 例えば、ランドール、前掲書、43-46頁。
- 22 ローレンス・レッシグ著、山形浩生、柏木亮二訳、『コード——インターネットの合法・違法・プライバシー』（翔泳社、2001年）、6-9頁。
- 23 レッシグ、前掲書。ならびに、山形浩生訳、『コモンズ——ネット上の所有権強化は技術革新を殺す』（翔泳社、2002年）。および、山形浩生、守岡桜訳、『FREE CULTURE——いかに巨大メディアが法をつけて創造性や文化をコントロールするか』（翔泳社、2004年）。クリエイティブ・コモンズについては、レッシグも執筆した書籍として、クリエイティブ・コモンズ・ジャパン編、『クリエイティブ・コモンズ——デジタル時代の知的財産権』（NTT出版、2005年）。編者のNPO団体のホームページは、「クリエイティブ・コモンズ・ジャパン (<http://www.creativecommons.jp/>)」。
- 24 レッシグ、『FREE CULTURE』、39-43頁。
- 25 「のまネコ問題 (<http://ja.wikipedia.org/wiki/のまネコ>)」。「ネットと文明——新旧価値の衝突」、『日本経済新聞』朝刊、2005年10月22日
- 26 John Perry Barlow, "Is Cyberspace still anti-sovereign?," California Magazine, 117 (March/April 2006). (<http://www.alumni.berkeley.edu/calmag/200603/barlow.asp>)